

横浜市への遺贈寄附をご検討の方へ

横浜市では、「自分の財産を未来の横浜のために役立てたい」という想いに応えるため、生前に作成した遺言書などを通じて、遺産の一部または全部を寄附いただく“遺贈寄附”を現金により受け付けています。

【必要な手続きについて】

1 遺言書の作成

民法で定められた一定の方式で遺言書を作成することが必要です。

遺言には、一般的に「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」がありますが、横浜市への遺贈寄附をご希望の際には、ご意向を確実に実現させるため、**「公正証書遺言」**の作成をご検討ください。

作成には、専門的な知識が必要となりますので、司法書士等へのご相談をご検討ください。

2 遺言書の記載事項

(1) 寄附先

受遺者の指定には、以下の名称と所在地をご記載ください。

名称:横浜市

所在地:神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

(2) 対象になる財産

原則、**「現金」**によるご寄附を承っています。遺贈寄附いただける金額は、税金・諸経費を差し引いた額をご記載ください。

(3) 遺留分の配慮

相続人の中に遺留分権利者※がいらっしゃる場合には、将来的なトラブル防止の観点から**遺留分を考慮**したうえで、**その額を除いた範囲の財産を遺贈寄附**として指定してください。

(4) 寄附の活用先

＜特定しない場合＞ 横浜市へ寄附する旨をご記載ください。

＜特定する場合＞ 以下、市ウェブページに記載の活用先からご指定いただけます。

※ 将来的に当該事業名称が変更又は終了している可能性があるため、各事業所管部署に遺言書に記載する事業名称の確認をお願いします。

● 横浜市の寄附活用先

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/shisai-takarakuji-kifu/kifukin/izoukifu.html>

※ 遺言書の内容に関わらず、民法によって、配偶者・子・親などの相続人に最低限度保障された相続財産の受け取り分が定められています。これを「遺留分」といい、遺留分をもつ人を「遺留分権利者」といいます。

遺贈寄附の相談について

横浜市への遺贈寄附をご検討されている方で、遺言書の作成方法等でお困りの場合は、以下の相談先へお問い合わせください。

相談先	受付内容	連絡先
神奈川県司法書士会	遺言書の作成方法等	045-307-1185

※ 連絡先の遺贈寄附専門ダイヤルから司法書士を紹介します。

司法書士による初回相談(電話又は来所・原則 30 分)は無料です。

※ 継続して相談や手続きの依頼を行う場合には、別途神奈川県司法書士会会員との契約が必要となります。

最新情報は以下、市ウェブページをご確認ください。

● 横浜市への遺贈・相続財産の寄附

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/shisai-takarakuji-kifu/kifukin/izoukifu.html>

士業、銀行、公証人等の皆様へ

遺言書作成にあたり、以下の点についてご留意いただきますようお願いいたします。

1 遺贈の対象となる財産

原則として現金に限ります。

現金以外の財産(不動産、有価証券、動産等)が含まれる場合には、

「遺言執行者において本遺産の一切を換価処分した上で、債務及び諸費用を控除した残余金を横浜市に遺贈する」旨を、遺言書に明記してください。

※ 現金以外の財産そのものを横浜市が受領・活用することについては、適切に活用することが難しい場合もあるため、事前に横浜市とご調整ください。

2 遺贈の種類について

包括遺贈についてはお受けできない場合があります、遺言者の御遺志に沿えないこともあるため、**特定遺贈**をご検討ください。

3 遺留分の配慮について

相続人の中に遺留分権利者がいらっしゃる場合には、将来的なトラブル防止の観点から遺留分を考慮したうえで、その額を除いた範囲の財産を遺贈寄附として指定してください。

4 寄附の活用先について

遺言書の付言事項には、寄附の活用先をご記載ください。

なお、具体的な事業名を記載された場合、将来的に当該事業名称が変更又は終了している可能性がありますので、ご留意ください。(前頁2(4)を参照)

【問い合わせ先】

横浜市政策経営・国際戦略局財源確保推進課

Email: ss-zaigen@city.yokohama.lg.jp

TEL: 045-671-4809